四〇五　放送法施行規則第百六十一条第五項において準用する同条第一項の規定により指定再放送事業者の指定の変更を行った件　二六　二

四〇六　放送法施行規則第百六十五条第三項の規定により指定再放送事業者が指定の効力を失った件　二六　二

四〇七　在外公館等における在外投票を行わない在外公館の長を定める件　二七　二

四〇八　在外公館等における在外投票を行うことができる期間に関する期日を定める件　二七　二

四〇九　登録講習機関が行う講習の講義内容、教材に含める事項及び講義時間を定める件　二七　二

四一〇　政党助成法第五条第三項の規定による政党の届出事項の異動の届出があったので公表する件、同法第六条第一項の規定による政党の届出があったので公表する件、同条第二項において準用する同法第五条第三項の規定による政党の届出事項の異動の届出があったので公表する件及び同条第一項の規定による政党の届出があったので公表する件の一部を訂正する件　二七　263　四

四一一　政党助成法第五条第一項の規定による政党の届出があったので公表する件及び同条第三項の規定による政党の届出事項の異動の届出があったので公表する件の一部を訂正する件　二七　263　八

四一二　政党助成法第五条第三項の規定による政党の届出事項の異動の届出があったので公表する件の一部を訂正する件　二七　263　八

四一三　政党助成法第二十一条第一項の規定による政党の解散等の届出があったので公表する件　二七　263　八

四一四　未交付金の交付を受けるべき政党の名称及び当該未交付金の額を公表する件　二七　263　九

四一五　政党助成法第五条第三項の規定による政党の届出事項の異動の届出があったので公表する件　二七　263　九

四一六　地方公務員等共済組合法附則第十四条の四第一項の規定により総務大臣が指定する共済組合を定める件を廃止する件　二八　二

四一七　地方公務員等共済組合法附則第十四条の四第一項の規定により総務大臣が定める基準を定める件を廃止する件　二八　二

四一八　地方公務員等共済組合法施行令附則第三十条の二の三第二項及び第三項の規定により総務大臣が定める率を定める件を廃止する件　二八　三

四一九　地方公務員等共済組合法施行令及び地方公務員共済組合等が行う地方公務員等の財産形成事業に関する政令の一部を改正する政令附則第五条第一項の規定により総務大臣が定める率を定める件　二八　三

四二〇　地方公務員等共済組合法施行令附則第三十条の二の四第二項の規定により総務大臣が定める率を定める件を廃止する件　二八　三

四二一　固定資産の評価の基準並びに評価の実施の方法及び手続を定める件の一部を改正する件　二八　三

四二二　政治資金規正法の規定による政治団体の収支に関する報告書の提出があったので要旨（平成二十五年分）を公表する件　二八　264　九三

四二三　政治資金規正法の規定による政治団体の収支に関する報告書の提出があったので要旨（平成二十五年分）を公表する件　二八　265　一

一　内閣府

一九　○総務省、国土交通省

地域公共交通の活性化及び再生の促進に関する基本方針を変更した件　二〇　257　一九

○中央選挙管理会

選挙人名簿の登録について被登録資格の決定の基準となる日、登録を行う日及び縦覧に供する期間を定めた件　二五　三

在外選挙人名簿に係る縦覧の期間を定めた件　二五　三

二〇　○政治資金適正化委員会

政治資金規正法の規定に基づき、登録政治資金監査人名簿に登録した者を公告する件　一〇　一三

〃　一四　一三

政治資金規正法の規定に基づき、登録政治資金監査人の登録を抹消した者を公告する件　一四　一三

〃　一七　一二

二一　○政治資金適正化委員会

政治資金規正法の規定により行うことができる政見放送の回数を定める件の全部を改正する件　二五　三

放送事業者及び当該基幹放送事業者の放送設備により行うことができる政見放送の回数を定める件の全部を改正する件　二五　三

二二　○総務省、国土交通省

衆議院名簿届出政党等が北関東選挙区及び東京都選挙区において政見放送を行うことができる基幹放送事業者及び当該基幹放送事業者の放送設備により行うことができる政見放送の回数を定める件の全部を改正する件　二五　三

七一　○政治資金適正化委員会

政治資金規正法の規定に基づき、登録政治資金監査人名簿に登録した者を公告する件　一〇　一三

七二　○政治資金適正化委員会

政治資金規正法の規定に基づき、登録政治資金監査人の登録を抹消した者を公告する件　一四　一三

〃　一四　一二

七四　○政治資金適正化委員会

政治資金規正法の規定に基づき、登録政治資金監査人名簿に登録した者を公告する件　一七　二

七五　○消防庁

消防法施行規則第四条の四第一項に規定する防災表示登録表示者の公示に関する件　二六　二

三〇　○法務省

公証人法第七条ノ二第一項の規定による指定の件　四　三

四六五　除籍が滅失した件　四　三

四六六―四六八　除籍の一部が滅失した件　四　三

四六九　日本国に帰化を許可する件　四　三

**四七〇　出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に規定する団体の要件を定める省令第一条第一号トの規定による技能実習を監理する団体及び出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項の下欄第二十九号の規定による技能実習を定める件の一部を改正する件　四　三

**四七一　出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に規定する団体の要件を定める省令第一条第一号トの規定による技能実習を監理する団体及び出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項の下欄第二十九号の規定による技能実習を定める件の一部を改正する件　四　四

**四七二　出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に規定する団体の要件を定める省令第一条第一号トの規定に基づき監理団体を定め、出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項の下欄第二十九号の規定に基づき技能実習を定める件の一部を改正する件　四　四

四七三　戸籍法第百十八条第一項の規定による指定に関する件　五　四

四七四―四七八　除籍が滅失した件　六　二

四七九　原戸籍の一部が滅失した件　六　二

四八〇　日本国に帰化を許可する件　六　三

四八一―四八二　除籍が滅失した件　七　一

四八三　日本国に帰化を許可する件　七　二

四八四―四八五　除籍が滅失した件　一〇　二

四八六　日本国に帰化を許可する件　一一　一

四八七　〃　一二　一